

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

June, 2016

なごみ便り

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

www.101dog.co.jp

今月のなごみ便りは、法人や個人の方が寄附として義援金や自社製品を提供した場合の取扱いについてご紹介いたします。

4月に発生いたしました熊本地震により亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げるとともに被災された皆様にはお見舞い申し上げます。今回の地震をきっかけに法人・個人ともに、寄附を考えておられる方も多いかと思えます。今月号の内容をご参考にしていただき、税務上の優遇を受けつつ多くの寄附が被災地支援として役立てば幸いです。

被災地への支援～義援金を支払う場合～

被災地への支援として義援金を支払う場合、法人と個人では、その義援金の税務上の取り扱いが異なってきます。以下では、法人と個人それぞれの場合の義援金の取り扱いと、各種の取り扱いを受けるために必要になる書類についてご紹介していきます。

法人の場合

法人が義援金を支出した場合、その支払先によって、その義援金(寄附金)の取扱いと損金に算入される額が変わります。

支払先が、被災地の災害対策本部や日本赤十字社への義援金については「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

一方、支払先が日本赤十字社であっても、最終的に地方公共団体に拠出されるものでない場合には「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されることになります。

またこのほか、認定 NPO 法人や公益社団法人・公益財団法人に対して支払う場合には、「特定公益増進法人に対する寄附金」として、一定額が損金の額に算入されます。

支払先	災害対策本部	日本赤十字社 (専用口座)	日本赤十字社 (左記以外の口座)	認定 NPO 法人 公益社団(財団)法人	NPO 法人 人格のない社団等
取扱い	国等に対する寄附金		特定公益増進法人に対する寄附金		一般の寄附金
損金 算入額	全額		特別損金算入限度額の 範囲内		損金算入限度額の範囲内

(注) 限度額について

日本赤十字社や認定 NPO 法人そして公益社団法人・公益財団法人などは、限度額が通常の NPO 法人などに比べると優遇されます。

限度額は法人の資本金等、利益の金額及び税務申告の際の調整額をもとに計算します。

個人の場合

個人の方が義援金を支払う場合には、法人の場合と取扱いは似ていますが、支払先によっては控除の適用が異なりますので注意が必要です。

支払先	災害対策本部	日本赤十字社 (専用口座)	認定NPO法人等 公益社団(財団)法人	NPO法人 職場の有志
取扱い	所得控除		所得控除又は税額控除	控除の対象となりません

(注) 所得控除(寄附金控除) = 1年間に支払った寄附金の額の合計額 - 2,000円

税額控除(寄附金特別控除) = (1年間に支払った寄附金の額の合計額 - 2,000円) × 40%

上記の2点の控除には限度があります。

募金を取りまとめる団体を通じて、最終的に自治体に支払われる場合は、控除の適用を受けられます。

最終的に義援金等が被災地方団体等に拠出されるのであれば、ふるさと納税の適用を受けられます。

個人の場合には、義援金の他に被災地を支援する方法として、ふるさと納税やポイントを利用することもできます。ふるさと納税は、自分の応援したい自治体に寄附をすると、2,000円を超えた金額について所得税の控除や住民税の減額を受けられます。その控除額には限度があり、原則として確定申告が必要になります。

またポイントでは、コンビニエンスストアなどのお買い物でたまる共通ポイントやクレジットカード会社のポイントが利用できます。インターネットを通じて手続きをすると、運営会社が被災自治体などにまとめて寄附します。ただし、ポイントを通じた寄附では税制面での優遇はありません。

寄附したことを証明する書類

なお確定申告の際には、以下の義援金を支出したことが確認できる書類の提出又は保存が必要です。

熊本地震対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証

募金団体の預り証

金融機関等で支払った場合の振込票等の控え(その振込口座が義援金の受付専用口座)

被災地への支援～災害見舞金や自社製品の提供～

被災地への支援で経費として処理できるものとして上記の義援金のほかに、得意先に災害見舞金を支払う場合や、自社製品の提供などもあります。

1. 得意先への災害見舞金

被災した得意先への災害見舞金で取引関係の維持・回復を目的として営業活動を再開するための復旧過程において支払うものは、交際費等にならず経費になります。

2. 自社製品の提供

被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に必要な費用は、経費になります。

(文章担当: 小谷、菊本、鳴瀬)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください!

Q. ある虫のお母さんは、いつも気取らず、着飾らず、どんな時も自然体。それは何の虫のお母さんでしょう?

先月のQ. 世の中には、表と裏が一緒に見られる不思議なモノがあるという。それはいったい何?

先月の答え: 野球のスコアボード(表と裏の得点が見える)